

随意契約（相手方指定）調書

件名	「幼児期における美術の造形と表現による教育の可能性についての実践的研究」に関する業務委託	No.5200425
工（納）期	平成29年 3月31日	
契約締結日	平成28年 7月 1日	
契約金額	1,386,500円（消費税込み）	

契約相手方	国立大学法人 東京芸術大学 (法人番号：6010505001362)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

契約審査委員会資料	
経理課契約係	H28.6.23

業者選定理由書

<p>件名</p>	<p>「幼児期における美術の造形と表現による教育の可能性についての実践的研究」に関する業務委託</p>
<p>指名業者(案)</p>	<p>名称 国立大学法人 東京芸術大学 所在地 東京都台東区上野公園12-8 代表者 学長 澤 和樹</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、幼児期における造形・表現活動等の芸術的な教育により、子ども達の表現力及び創造力が高まる可能性を探るため、町屋幼稚園園児への芸術教育の試行及び、実施結果の検証等を行うものである。</p> <p>主管課からは、本件の契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記大学を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>上記大学と区は、平成20年12月に、地域における芸術・文化振興を図るための連携に係る合意書を取り交わしており、本件についても、幼児期からの芸術教育の充実を図ることにより、芸術・文化振興に寄与するものとして、合意書に基づいて展開される事業である。</p> <p>上記大学は平成22年度より本件を受託しており、モデル園である町屋幼稚園において、幼稚園教諭と連携を図りつつ、専門性を活かした実践的な造形・表現活動及び指導・助言を行っており、幼稚園関係者からの履行状況の評価も良好である。</p> <p>上記大学が、モデル園での6年間の活動により蓄積されたノウハウを活用することで、町屋幼稚園においてより効果的な履行が期待できることから、継続して当該大学が履行することが望ましい。</p> <p>以上のことから、上記大学を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>